

# 要 旨 紹 介

本報告は、高齢者及び精神障害のある者による犯罪の実態について、高齢又は精神障害を有する出所受刑者に対して特別調査を実施するなどして、その結果を分析するとともに、これらの者に対する検察・矯正・更生保護における各種施策・取組の状況を取りまとめ、その課題等を考察したものである。以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

## 1 研究の目的及び方法

刑事司法手続における警察、検察、矯正及び更生保護の各段階における高齢者及び精神障害のある者の人員が最近20年間で大幅に増加しているところ、刑務所出所者等のうち、出所後の自立した生活が困難であるために、再犯に及ぶ者が相当数いることについて関心が高まり、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」等に基づく社会復帰のための施策・取組が、近年、進展・拡大している。このような状況の下、高齢者及び精神障害のある者による昨今の犯罪動向や実態に加え、これらの者に対する社会復帰支援策の実情を調査研究する必要があるとして、本研究に取り組んだ次第である。

本研究においては、まず、高齢者及び精神障害のある者の検挙人員、起訴人員、入所受刑者人員、保護観察開始人員等について、最近20年間（保護観察は最近10年間）における動向を概観し、その傾向やこれらの者の特徴を分析した。

次に、高齢者及び精神障害のある者について、検察、矯正及び更生保護で実施している社会復帰支援等の施策・取組の内容を整理し、適宜、事例を紹介して、その実情の一端を明らかにした。

また、かねてから高齢犯罪者及び障害を有する犯罪者等支援を必要とする受刑者に対し、「拘禁に代わる措置」の制度を活用し、積極的に社会内処遇を実施する取組を行ってきたイタリアの制度・取組について調査し、我が国における高齢犯罪者及び障害を有する犯罪者に対する社会復帰支援の在り方を検討する上で参考とすることとした。

さらに、刑事施設における高齢者及び精神障害を有する者の属性・実態を把握するために行った特別調査の結果を分析した。この特別調査は、①平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設から出所した高齢受刑者及び精神障害を有する受刑者（入所時に精神障害を有すると診断された者をいう。）の基本的属性、犯罪に関する事項、矯正処遇の内容、受刑中に

実施した社会復帰支援策、出所時の状況等について、刑事施設の職員により、被収容者身分帳簿等を用いて、調査票にデータを入力する方法で調べるとともに、②これらの高齢受刑者及び精神障害を有する受刑者について、調査時点から27年5月末日までの間における再犯による刑事施設への再入所の有無及び再犯の内容等について、刑事確定記録等を用いて、調査票にデータを入力する方法で調査した。こうした方法によって、一定期間に出所した受刑者について、高齢者及び精神障害を有する者に対する特別調整を始めとした社会復帰支援策の実施状況、再犯状況・傾向等を明らかにすることを目指した。

## 2 研究結果の概要

### (1) 高齢犯罪者・精神障害のある犯罪者の動向

#### ア 高齢犯罪者

刑事司法手続の各段階における高齢者の人員は、社会における高齢者人口の増加をはるかに超える勢いで増加し、特に女性と70歳以上の者の増加が顕著である。刑事司法手続の各段階における高齢者の人員について、最近20年間の動向を見ると、刑法犯検挙人員は約3.8倍、刑法犯の検察庁既済事件人員は約6.1倍、同起訴人員は約6.9倍、入所受刑者人員は約4.5倍にそれぞれ増加し、女性と70歳以上の高齢者の人員は、各段階において、高齢者全体の増加幅を上回っている。

高齢入所受刑者のうち、再入者の人員は、最近20年間で、男性では約3.6倍、女性では約6.5倍に増加し、入所受刑者中の再入者率は、男性は、65歳未満の者よりも一貫して高い水準で推移し、平成27年は73.0%となり、女性は、近年50%前後で推移し、27年は48.6%であった。また、高齢者の5年以内再入率は、23年の出所受刑者では37.7%と、65歳未満の者（38.9%）よりもわずかに低いが、出所年から4年以内までは高齢者の方が再入率が高い。高齢者の2年以内再入率は、17年から26年の出所受刑者で見ると、5年以内再入率より低下幅が大きいものの、65歳未満の者より依然として高く、26年の出所受刑者では20.4%であった。

#### イ 精神障害のある犯罪者

精神障害者等による刑法犯検挙人員は、最近20年間で約2倍に増加している。刑法犯検挙人員に占める精神障害者等の人員の比率も上昇しており、平成27年は1.7%であった。また、27年の入所受刑者人員のうち、精神障害を有する者の人員は、最近20年間で約2.5倍に増加し、精神障害の種別では、特に神経症性障害が約8倍と大きく増加している。27年の入所受刑者中に占める精神障害を有する者の比率は13.1%に上昇している。精神障害を有する入所受刑者のう

ち、女性の人員は最近20年間で約6倍に急増し、精神障害の種別では、神経症性障害が約28.8倍と増加が顕著である。27年の女性の入所受刑者に占める精神障害を有する者の比率は2割を超えており、さらに、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者共に、知的障害以外の精神障害を有する者の人員の増加が顕著であり、27年は10年に比べて、仮釈放者の総数では約6.8倍、女性では約15.3倍に、保護観察付執行猶予者の総数では約4.5倍、女性では約6.3倍に増加している。知的障害以外の精神障害を有する者の比率は、仮釈放者では27年に10.7%に、保護観察付執行猶予者では18.7%に上昇している。特に、女性については、それぞれ30.0%、39.2%にまで上昇している。

## (2) 本研究における分析結果

### ア 高齢犯罪者の動向の特徴

本研究における分析の結果、高齢者については、刑法犯検挙人員が、近年、おむね高止まりの状況にあるが、検察庁既済事件人員及び起訴人員が大幅に増加していること、高齢入所受刑者人員も緩やかに増加傾向にあることが明らかになった。また、高齢者の起訴人員のうちの有前科者が急増していること、刑事施設の高齢再入者の人員が高止まりで再入者率が約7割の状況にあることなどから、高齢再犯者の問題が顕在化しているといえる。これらに加え、高齢者全体の人口が平成54年まで増加していくと予想されることも踏まると、今後も刑事司法の各段階における高齢者の人員は、増加していくことが見込まれる上、高齢者の人員は、70歳以上の高齢層に大きくシフトしつつあることにも注意を要する。

### イ 女性高齢者の増加

女性高齢者については、刑法犯の検挙人員及び起訴人員、入所受刑者人員、保護観察付執行猶予者等の増加が、過去20年間（保護観察付執行猶予者は平成10年以降）で、女性高齢者人口の増加を上回っており、特に70歳以上の高齢者が大幅に増加するなど高齢化が著しい。また、女性高齢者の再入者率が近年50%前後で推移し、65歳未満の女性の再入者率も上昇傾向にあること、女性高齢者は仮釈放者の5年以内再入率が65歳未満の女性と比べて高いことから、今後、女性高齢者については、70歳以上の者の増加と、再入率の動向に注意を要する。

### ウ 精神障害のある犯罪者の増加

精神障害のある者については、刑法犯検挙人員が最近20年間で倍増しており、また、入所受刑者、保護観察付執行猶予者では、精神障害を有する者の割合が高い。精神障害を有する入所受刑者等の増加は、知的障害以外の精神障害を有する者の増加によるものであり、特に神経症

性障害を有する者の増加が顕著であるほか、女性が急激に増加している。再入者率についても、知的障害を有する者、知的障害以外の精神障害を有する者のいずれもが精神障害のない者よりも高いこと、再入者の前刑出所後の再犯期間が6ヶ月未満の者の割合も精神障害がない者に比べて高いことも特徴として指摘できるが、本研究では、その増加等の背景や要因までは明らかにすることはできず、今後、精神障害のより詳細な情報を把握して、精神医療の専門家の援助を得つつ、対象者が有する障害の特性に応じた指導・支援の在り方を検討する必要があると思われる。

## 二 特別調整等の刑事司法における社会復帰支援の実施状況

特別調査の結果によれば、特別調整対象者は、これまで何度も繰り返し刑事施設を入出所してきた者が多くを占め、住居、仕事、更生を支える家族等、自立を可能にする生活基盤や生活環境が極めて脆弱である。そして、特別調整対象者は、特別調整辞退者、そのいずれでもない者に比べて、調査期間再入者の人員が少ないことが判明し、調査対象者数が少なく、成行き調査の期間が短いこと、特別調整対象者が自ら支援を希望した者であることなどを考慮しても、特別調整が有效地に機能しているといえる。

### (3) 今後の課題と展望

刑事司法の各段階において、更なる高齢化が見込まれるところ、対象者の福祉的支援や医療上・処遇上の配慮に係るニーズを的確に把握し、早い時期から社会復帰に必要な支援を開始する必要性は増していくと思われる。

他方で、支援が必要であるにもかかわらず、対象者本人が福祉サービスについて正しく理解していないこと等により、支援を拒むケースが少なくないこと、支援の対象人員の増加に伴う実施体制の整備や福祉関係機関等との理解や協力が必要であることなど課題も認められた。

今後は、検察庁、矯正施設、保護観察所等が、福祉関係機関等との良好なネットワークの下で情報共有を進め、支援を必要とする対象者の理解を得て、切れ目のない効果的な支援を実施していく必要があり、そのためには、事例を積み重ねて、それぞれの機関の関係者間において、高齢者や障害者の個別の問題性に適した処遇・支援を行うという意識を定着させていくことが肝要である。

研究部長 石 井 隆